

第1章 規約制定の趣旨

第1条 本規約は加納中学校部活動指針（以下、「部活動指針」）第25条に基づき、制定する。

第2章 総則

第2条 加納中学校におけるクラブ活動とは、部活動指針第3条に定める部活動各部に所属する生徒のうち、本人が授業日以外の休日・祝日及び長期休業中の休日・祝日等に行う活動を希望し、かつ、その保護者が同意して第10条に示すクラブ保護者会を組織し、第15条に示す指導者等を任命できる活動とする。

第3条 本規約は加納中学校のすべてのクラブ活動、それに所属する生徒及びその保護者に対して適用する。

第4条 本規約は、生徒の生きる力を育成するとともに、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資する運営・指導に徹することにより、生徒の個性や能力の伸長を図ることができるようにするために制定する。

第3章 クラブ活動の参加申し込み及び参加取り消し

第5条 クラブ活動の申し込みは、年度当初の部活動入部届提出と同時期に、別に定めるクラブ活動参加申込書を、学級担任、学校の部活動主任の教員（以下、「部活動主任」とする）、当該部活動顧問を通じて、当該クラブの保護者代表に提出することとする。

第6条 クラブの活動期間は、クラブ活動参加申込書を提出した日から、最後の夏季の中学校体育連盟主催の大会及びコンクール等が終了するまでとする。ただし、各種の選抜チーム等に選出された場合は、この限りではない。

第7条 年度途中にクラブ活動の参加申し込みを取り消す場合については、随時、別に定めるクラブ退部届を、学級担任、部活動主任、当該部活動顧問を通じて、当該クラブの保護者代表に提出することとする。

第4章 クラブ活動の組織

第8条 各クラブにおいて、生徒代表1名を選出することとする。選出の方法はクラブごとに決定する。なお、部活動の生徒代表（部長）が該当クラブの生徒代表を兼任することが望ましいが、各クラブの実情を考慮し適切に選出する。

第9条 各クラブにおいて、活動に参加する生徒の保護者はクラブ運営に携わることとする。

第10条 クラブ運営については、活動に参加する保護者からなる「クラブ保護者会」を組織し、年1回以上会合（クラブ保護者総会）を開いて必要事項を協議することとする。

第11条 第10条に定めるクラブ保護者総会において当該クラブの保護者会代表（以下、「クラブ代表」）1名を選出する。

第12条 クラブ代表は、クラブ保護者代表者会に当該クラブを代表して出席する。なお、クラブ保護者代表者会は、5月、9月、2月の年3回実施することとする。

第13条 クラブ代表以外の役職が必要な場合は、クラブ代表者会において検討の上で設置することとする。

第5章 クラブ活動の指導者及び助言者

第14条 各クラブにおいて、必要に応じ、以下の第15条及び第16条の手続きにより、専門的な技能や知識を有する指導者（社会人指導者、社会人コーチ）を依頼することができる。

第15条 各クラブで依頼する社会人指導者は、保護者会の推薦をもとに、ぎふ魅力づくり推進部が選定し、任命した者とする。なお、各クラブの実情によって、本人の希望により加納中学校教員が指導者となる場合もあるが、原則として学校職員以外の社会人とする。

第16条 各クラブから依頼する社会人コーチは、保護者会が委嘱した18歳以上の者とする。

第17条 謝金は、1回あたり1,450円が市から支払われる（源泉徴収を含む）。回数の上限は、岐阜市地域クラブ活動指針に従い、テスト週間、夏季休業中の閉庁期間、年末年始の週を

除く、原則44回とする。保険については保護者会でスポーツ安全保険に加入する。なお、市の社会人指導者は、市でスポーツ安全保険に加入する。

第18条 各クラブの運営にあたっては、部活動指針第5条及び本規約第4条を踏まえ、当該部活動の顧問とクラブ指導者等との連携を大切にする。

第6章 クラブ活動の約束等

第19条 各クラブ活動の責任者は所属する生徒の保護者（全員）とし、指導者または責任者の監督下であれば活動できることとする。

第20条 前条の規定をもとに、各クラブにおいては、活動時に輪番制等により保護者当番をおくこととする。

第21条 各クラブの活動時間及び場所については、クラブごとに各月の計画表を作成し、それに基づいて行うこととする。なお、その計画表に保護者当番を併記することが望ましいが当番の周知徹底の方法については各クラブで決定することとする。

第22条 クラブ活動で加納中学校の運動場、体育館、柔道場及び剣道場等を使用する場合は、他のクラブとの重なりを避けるため、部活動主任が作成する「クラブ活動月間計画表」に従うこととする。（活動時間については部活動月間計画表に準ずる）

第23条 クラブ活動で小・中学校の施設を利用する場合、「岐阜市立学校等体育施設開放使用申請書」を提出し、許可を得て使用する。

第24条 クラブ活動を実施するにあたり、部室の鍵については各クラブの責任において管理することを認める。ただし、体育館の鍵については、活動予定日前日までに申請のうえ、平日8:10～16:40の間に加納中学校事務室にて借用するものとする。なお、職員が在室している場合に限り、時間外の貸出・返却にも対応する。鍵を借用する際は、借用者の氏名等を所定の用紙に記入することとする。

第25条 前条により借用した鍵は、活動後、加納中学校事務室にて鍵を返却し、返却者の氏名等を所定の用紙に記入することとする。

第26条 鍵の借用者及び返却者は、当該クラブで決定する。

第27条 鍵による学校施設の開閉は保護者が行い、生徒は行わないこととする。

第28条 練習時間は半日以内（3時間程度）とし、合理的で効率的・効果的な活動を行うとともに、対外試合等もできる限り終日に渡らないよう配慮する。ただし、大会の場合は1日の活動も可とする。

第29条 土曜日及び日曜日（以下、「週末」とする）の活動については、原則としてどちらか1日を休養日とする。なお、第3日曜日の「家庭の日」は原則として休養日とする。

第30条 定期テストの1週間前からクラブ活動（対外試合を含む）を行わないこととする。ただし、特別な事情により免除することを希望する場合は、当該部活動の顧問が校長の許可を得ることとする。（部活動規約第19条による）

第31条 学校部活動の時間が十分に取れない場合は、週末の両日とも活動することを認めるが、生徒に過度な負担がかからないよう配慮する（両日実施する場合は、休養日を他の日に振り替える。）

第7章 事故及び怪我の対応

第32条 クラブ活動に際しては、保護者及び指導者の指示に従い、事故や怪我がないように、自己の責任において十分留意することとする。なお、万一、傷害等の事故が起きた場合、クラブ及び指導者等に対し損害賠償を請求しないものとする。

第33条 クラブ活動に参加する生徒は、原則として、任意のスポーツ安全保険（スポーツ安全協会）に加入することとする。なお、クラブ活動中の傷害については、スポーツ安全保険の対象範囲内でのみ対応するものとする。

第8章 対外試合の実施と参加

第34条 対外試合の実施、移動については、クラブ内で検討の上、決定することとする。ただし、生徒の過重負担にならないように十分留意する。

第35条 対外試合のうち、練習試合を除く協会や連盟等が主催する大会への参加は、クラブの保護者会代表の責任において行う。ただし、夏季の中学校体育連盟主催の大会や、岐阜県教育研究会の各部会主催の各種大会等については、部活動指針第21条によるものとする。

第9章 クラブ予算

第36条 各クラブにおける活動に必要な費用徴収は、個人に過重な負担をかけない範囲とするように努める。なお、徴収の金額及び方法については、各クラブで決定する。

第37条 クラブの予算は部活動の予算と明確に区別する。

第10章 その他

第38条 本規約の改正は、クラブ代表者会の協議において行われることとする。

第39条 本規約に基づき、各クラブの運営に関する詳細は、別に示す『クラブ細則（準則）』をもとに、各クラブで定めることとする。

付則 本規約は、平成21年4月1日より改正し、施行する。

平成29年9月26日 一部改正

平成30年5月21日 一部改正

平成31年2月20日 一部改正

令和06年2月27日 一部改正

令和06年9月 6日 一部改正

令和07年2月21日 一部改正